

「手当より仕事」を基本とした生活保護の見直し

見直しの「理念」

- 最後の安全網としての機能は適切に果たすことを前提とした生活保護の抜本的な見直し
- 平成 21 年 12 月 25 日厚生労働省課長通知「速やかな保護決定」を撤回し、自助・自立を基本に共助・公助が補う生活保護制度に立ち返り、同制度に対する国民の不公平感を解消し、信頼を取り戻す

見直しの「5つの柱」

1. 年金とのバランスへの配慮などによる、生活保護給付水準の 10%引き下げ
2. 過剰診療の防止などによる医療費扶助の大幅な抑制（自治体による医療機関の指定、重複処方の厳格なチェック、ジェネリック薬の使用義務の法制化など）
3. 食費や被服費などの生活扶助、住宅扶助、教育扶助等の現金給付から現物給付へ
4. 稼働層の自立促進、公的機関での採用等の就労支援対策（ケースワーカー業務の民間委託、自立資金のための「凍結貯蓄」の導入、稼働層を対象とした生活保護期間への「有期制」の導入など）
5. その他自治体の調査権限の強化と財政圧迫への対応など

見直しの「効果」

上記施策の実施により現在の年間 3.7 兆円の生活保護予算を大幅削減